

風力発電所に関する 環境影響評価業務のご案内

低炭素社会の実現を目指す上で再生可能エネルギーの導入は重要であり、近年、各地で風力発電事業が導入されています。しかし、風力発電施設の建設により、騒音や鳥類、景観などへの環境影響が懸念されるため、環境省は平成24年10月に風力発電事業を環境影響評価法の対象事業に追加しました。この改正に伴い、都道府県、政令市の環境影響評価条例でも風力発電施設を環境影響評価の対象事業として扱うところが出てきています。

また、法や条例の規模要件には該当しない小規模風力発電事業についても、周辺住民の環境への関心の高さから事業者が自主的に合意形成ツールとして環境影響評価を行うケースが増加しています。

当協会では、豊富な実績を有する各分野の専門スタッフが、計画、調査、予測・評価、環境影響評価書の作成、行政との協議及び住民説明会の技術的サポート、事後調査まで、環境アセスメント業務を一貫して実施いたします。



当協会が環境影響評価を行った新上五島の風力発電施設

■規模要件

以下に示す規模の風力発電施設を建設される場合は、環境影響評価の手続きが必ず必要となります。

また、これに該当しない場合も日本風力発電協会（JWPA）では出力1,000kW以上の施設について自主的なアセスメントの実施を推奨しています。

環境影響評価法

第1種事業 (必ずアセスを行う事業)	総出力 1万kW以上
第2種事業 (アセスが必要か個別に判断する事業)	総出力 7,500～ 1万kW以上

九州各県および政令市における環境影響評価条例

福岡県	総出力 5,000kW以上
佐賀県	総出力 3,500kW以上
長崎県	総出力 7,500kW以上 または風車10台以上
熊本県	総出力 5,000kW以上
宮崎県	総出力 5,000kW以上
福岡市	総出力 1,500kW以上
北九州市	総出力 5,000kW以上

環境影響評価項目の例

風力発電事業における環境影響評価項目は、大気質、騒音・振動、水質、地形・地質、動植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物など他事業と同様な項目に加え、低周波音、シャドーフリッカー（風車の影）、電波障害、バードストライクといった風力発電施設特有の項目が対象となります。

環境影響評価項目 ※太字は事業規模の大小にかかわらず選定すべき環境要素

環境要素	環境影響要因	工事の実施	土地または工作物の存在及び供用	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	○	
		騒音及び低周波音	○●	
		振動	○	
	水環境	水質	○	
		底質	○	
	その他の環境	地形及び地質		○▲
		風車の影		○▲
電波障害			▲	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物（特に鳥類）	○	○●	
	植物	○	○▲	
	生態系	○	○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観		○●	
	人と自然との触れ合いの活動の場	○	○▲	
環境への負荷	廃棄物等	○		

○：環境影響評価法の対象事業である場合に選定する項目
 ●：「小規模風力発電事業のためのアセスメントガイドブック」(JWPA)において、必ず選定すべきとされる項目
 ▲：上記ガイドブックにおいて必要に応じて選定すべきとされる項目



低周波音の測定状況



シャドーフリッカー（風車の影）



バードストライクの調査状況



電波障害の調査状況

実績

- 風力発電施設に関する環境影響評価業務・・・6件
 - 風力発電施設に関する鳥類、その他動植物に関する調査業務・・・7件
- ※平成16年度～27年度の実績です。